

平成30年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月16日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第9号まで、議案第13号及び議案第16号
（平成30年度各会計予算及び関連付託議案）
（予算特別委員会委員長報告）
- 日程第 3 議案第10号 八雲町八雲地域簡易水道事業と八雲町水道事業を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 4 議案第11号 八雲町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第12号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第14号 八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第15号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第17号 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第18号 八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 日程第10 議案第19号 八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 八雲町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第25号 八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 財産の無償貸付けについて
- 日程第18 議案第27号 財産の取得について
- 日程第19 議案第28号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第29号 町道路線の廃止について

- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 発議第1号 洪水回避等を目的とした流量確認のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書
- 日程第23 発議第2号 新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書
- 日程第24 発議第3号 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書
- 日程第25 発議第4号 所有者不明の土地利用を求める意見書
- 日程第26 発議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 日程第27 発議第6号 生活保護費の一方的減額に関する意見書
- 日程第28 発議第7号 過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書
- 日程第29 発議第8号 カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（15名）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1番 岡 島 敬 君 | 2番 関 口 正 博 君 |
| 3番 佐 藤 智 子 君 | 4番 横 田 喜世志 君 |
| 5番 斎 藤 實 君 | 6番 大久保 建 一 君 |
| 7番 赤 井 睦 美 君 | 8番 掛 村 和 男 君 |
| 10番 田 中 裕 君 | 11番 牧 野 仁 君 |
| 12番 安 藤 辰 行 君 | 13番 宮 本 雅 晴 君 |
| 14番 千 葉 隆 君 | 副議長 15番 黒 島 竹 満 君 |
| 議 長 16番 能登谷 正 人 君 | |

○欠席議員（1名）

- 9番 三 澤 公 雄 君

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長 併選挙管理委員会事務局長	三澤 聡君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長 兼情報政策室長	竹内友身君	新幹線推進室長	川崎芳則君
新幹線推進参事	藤澤久雄君	財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君
会計管理者 兼会計課長	荻本和男君	住民生活課長	川口拓也君
農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君	水産課長	吉田一久君
商工観光労政課長	藤牧直人君	建設課長 公園緑地推進室長	馬着修一君
環境水道課長	阿部雄一君	落部支所長	戸田 淳君
教育長	田中了治君	学校教育課長	石坂浩太郎君
社会教育課長 兼図書館長	足立直人君	体育課長	三坂亮司君
郷土資料館長 町史編さん室長			
学校給食センター所長	山田耕三君	学校教育課参事	本庄伯幸君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	成田耕治君
総合病院庶務課長	福原光一君	総合病院医事課長	沢野 治君
総合病院経営企画課長	竹内伸大君	消 防 長	桜井功一君
八雲消防署長	大 淵 聡君	八雲消防署管理課長	高橋 朗君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長 兼熊石教育事務所長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
産業課長	田村春夫君	熊石消防署長	伊丸岡 徹君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	桂川芳信君		

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は15名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に岡島敬君と田中裕君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより、局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。
本日の会議に、予算特別委員会に付託をした平成30年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。
また、町長より諮問1件が追加提出されております。
他に、議員発議による意見書8件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。
次に、事前配付をしております議案書の一部に誤りがございましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。
本日の会議に三澤公雄議員、欠席する旨の届け出がございます。また、萬谷副町長、公務により午前中欠席する旨の報告がございます。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第9号まで、議案第13号及び議案第16号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号から議案第9号まで、議案第13号及び議案第16号の各案を、一括議題といたします。
本件は、かねて審査を付託しておりました予算特別委員会からの報告を受けて議題とするものであります。
報告書は、お手元に配付のとおりであります。
予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
○予算特別委員会委員長（田中 裕君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 田中委員長。
○予算特別委員会委員長（田中 裕君） おはようございます。
予算特別委員会における審査の経過並びに結果について報告させていただきます。当委

員会は、去る8日の本会議で付託を受けた後、正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に佐藤智子委員が、それぞれ選出されました。

本会議で付託のありました議案第1号から議案第9号まで、議案第13号及び第16号の11件、すなわち平成30年度各会計予算及び関連議案の審査にあたるため、14日から町長をはじめ各担当職員等の出席を求めて開催いたしました。審査は、各担当課長から説明を受けた後、質疑に入り、4日間にわたり慎重に行われました。

その経過につきましては、各位ご承知のとおりでありますので省略させていただきますが、長時間にわたり審査にご協力をいただきました委員各位、執行部の皆様に心から感謝を申し上げます。審査の結果は、お手元に配付の審査結果報告書の通り、各案ともそれぞれ原案の通り可決すべきものと決定させていただきました。

町理事者におかれましては、厳しい財政状況の中ではありますが、審査の過程で出されました各意見等を真摯に受けとめ、事務の執行にあたられます様申し上げます。

なお、各委員から町理事者に対し申し入れすべきものと合意をみた事項について申し伝えます。平成30年度予算においては、各種基金からの繰入金と地方交付税が歳入予算の54%を占めており、これらが歳入の主となっている状況から、特にふるさと応援寄付金、そして地方交付税に関し、国の動向を注視するとともに、予算執行にあたっては経常的経費の支出を精査しながら、持続可能な財政運営に努めていただきたい。また、昨年5月にグラントオープンした八雲総合病院においては、中央棟の全面改築により医師確保に期待をしておりましたが、現在、3月末で内科医師3名が退職する予定であり、また、これに伴い、院長においては内科診療を守りたいとのことで院長職を辞任し、内科医として診療に専念する状況にあります。

先般、院内改革に向けたアクションプランを作成した中において、内科医の退職、院長の辞任は八雲総合病院の危機であり、また、このことは町全体の危機であると受け止め、町と議会と情報を共有し、この危機的状況を克服するために特に努力をしていかなければならないことを申し伝えて、予算特別委員会の委員長の審査報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員会委員であることから、これを省略いたします。

委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより、各案を区分して討論を行います。

まず、議案第13号及び議案第16号の2件について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 議案第16号に反対いたします。年金が減らされ、物価が高騰する中、12%から14%もの介護保険料の大幅値上げは、高齢者の生活を直撃します。基金を取り崩していくらかは緩和されているとはいえ、財政調整基金なども活用して、一般会計から繰入れをし保険料の値上げを抑制すべきと思ひ反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

議案第16号八雲町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第16号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号八雲町飲用水給水施設条例を廃止する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。ただ今申し上げました議案第13号について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号から議案第9号まで、平成30年度各会計予算について、これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の申し出がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 議案第4号介護保険事業特別会計予算に対して反対討論を行います。

介護保険特別会計は、1億4,000万円以上の保険料負担で成り立たせているものであり、しかも新しい制度で介護保険を外れる人も出てくることが予想され、体調悪化でかえって介護度が重くなる事例も出てくるものと思われます。

以上のことから、この予算案には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

議案第4号平成30年度八雲町介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第4号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案第4号を除く議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第9号までの8件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第9号までの8件について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第9号については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第10号 八雲町八雲地域簡易水道事業と八雲町水道事業を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議案第10号八雲町八雲地域簡易水道事業と八雲町水道事業を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明いたします。議案書1ページをお開き願います。

この統合の関係につきましては、当初平成29年度に事業の統合と会計の統合とを同時に行う予定でしたが、平成28年度、落部簡易水道の国庫補助事業が完了できなかった

ため、平成 29 年度においては事業の統合は行わず会計のみ統合することとし、平成 29 年第 1 回定例会において会計統合に係る条例のみ改正を行わせていただきました。

この度、先月 2 月の臨時会において予算の補正を行い、皆様にもご心配をおかけしておりました八雲栄浜地区での J R 鉄道軌道下の推進工事が無事終わったことにより、落部簡易水道の国庫補助事業が完了しましたので、平成 30 年度より事業統合するにあたり、既設の関係条例を整備する必要があることから、各条例を改正・整備しようとするものでございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。第 1 条は八雲町課設置条例の一部改正になります。四角罫線の中の第 2 条、課の事務分掌につきましては、第 1 項第 1 号の簡易水道に関するものを削除し、以下の号を繰上改正するものであります。

第 2 条は八雲町水道事業の設置等に関する条例の一部改正になります。四角罫線の中の第 1 条、事業の設置につきましては、上水道事業、落部簡易水道事業、野田生簡易水道事業、大新簡易水道事業、黒岩簡易水道事業の 5 つの事業を統合し、1 つの水道事業としますので、第 1 項第 1 号から第 5 号までを削除し、改正後は第 1 条本文中において水道事業と表記するものであります。第 2 項は、第 1 項第 2 号の落部簡易水道事業から第 5 号の黒岩簡易水道事業に対し、地方公営企業法の規定を全部適用するという規定であります。第 1 項第 1 号から第 5 号までを削除することに伴い、第 2 項についても不要となることから削除するものであります。

2 ページになります。第 2 条はこれまで事業ごとに区分していた給水区域を 1 つにまとめて表記する他、事業統合にかかる変更認可に合わせ、第 4 項の給水人口及び第 5 項の 1 日最大給水量を改正するものであります。

第 3 条は、地方公営企業法を「法」と、地方公営企業法施行令を「令」と表現する旨を規定しておりましたが、第 1 条第 2 項を削除することに伴い、第 3 条において規定するものであります。

3 ページになります。第 5 条は 5 つの事業を 1 つの特別会計で行うという規定でありましたが、条例改正後は 1 つの水道事業となることに伴い不要となるため削除する他、以下第 6 条から第 9 条については条項を繰上改正するものであります。

議案書 3 ページから 5 ページにあります別図につきましては、事業ごとに区分しておりました給水区域図を、八雲町水道事業給水区域図として 1 つにまとめて表示するものであります。

6 ページをお開き願います。第 3 条は八雲町給水条例の一部改正になります。先ほどご説明いたしました八雲町水道事業の設置等に関する条例の一部改正において、第 5 条を削除し、以下の条項を繰上改正することに伴い、八雲町給水条例第 24 条本文中の第 6 条を第 5 条に改正するものであります。

附則についてであります。事業統合は水道法に基づく事業認可を得た時となりますので、施行期日を北海道知事の認可のあった日から施行する、とするものであります。

以上、議案第 10 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第11号八雲町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） おはようございます。

議案第11号八雲町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書7ページをお願いいたします。

このたびの改正は、ふるさと応援寄附金の使途の指定について、現行の条例による規定から規則での規定に改めようとするものであり、改正の内容といたしましては、現在、条例第2条第1項各号で規定している使途の指定については、新八雲町総合計画のまちづくりの分野別テーマに沿って7つの項目を設定しておりますが、平成30年度からスタートする第2期八雲町総合計画に合わせ、使途の指定を、基本構想で定めた5つの基本目標に沿ったものとするとともに、今後において、寄附金の使途を地域の実情に応じて工夫し、事業の趣旨や内容をできる限り明確にして募集すること及び町長の政策的な事業に即応した募集ができるよう、規則で規定しようとするものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

また、規則における使途の指定については、当面は5つの基本目標に沿って規定し、その後、具体的な事業として募集する場合には、追加して規定することとしてございます。

なお、具体的な事業を示して募集する場合には、委員会で報告させていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第11号八雲町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） その町長が定める事業は、今委員会に報告があるとは言われましてけれども。そのふるさと応援寄付金をするという対象者に対しては、いつの時点でどういう形態といいますか、何を媒体に示されて、それを寄付者が選ぶことになるんですか。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） ただ今、佐藤議員のご質問ですけれども、具体的な事業を規定していくというのは、これからどういった事業があるかということは、これからの検討とします。

で、今平成30年の4月1日から、あくまでも総合計画の5つの基本目標に沿った規定としまして、その後、事業については随時追加していくというような形を取りたいと思っております。で、募集の関係ですが、これは今やっておりますホームページ等を使ってですね、これは周知していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） ホームページでやるのはそうなんでしょうけれども、寄付する用紙とか、品物を書いてあるパンフレットとかありますよね。そういうのに記載もすることによって、そういう解釈でよろしいですか。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） すみません、ホームページもそうなんですけれども、パンフレットも、これは随時改定していくというような形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 12 号八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 12 号八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 8 ページをお願いいたします。

各市町村に設置されている保育所、幼稚園等の運営に関する基準は、このたび改正をお願いする本条例に定められており、この条例基準は、内閣府令で定める基準に準じて策定されております。

改正する理由といたしましては、主たる法律である「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、認定こども園に係る認定等の事務・権限を、政令指定都市へ移譲できる規定が追加されたことに伴いまして、この条項を引用する内閣府令の基準が改正したことから、これに合わせ条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、内閣府令の基準に従い、記載の通り第 15 条第 1 項第 2 号の規定中、第 9 項を第 11 項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、簡単であります、議案第 12 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 14 号八雲町国民健康保険条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 14 号八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 10 ページをお願いいたします。

このたびの改正は、平成 30 年度からの国民健康保険都道府県単位化に伴い、都道府県は市町村と同様に国民健康保険の保険者となるため、それぞれの事務・役割の明確化を図るとともに、北海道へも国民健康保険運営協議会が設置されることから、町の運営協議会の名称を改めるため、八雲町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

それでは、条例の改正について説明させていただきます。第 1 条の改正は、都道府県においても市町村と同様に国民健康保険の保険者となることから、互いの事務の役割を区分するため、規定中「国民健康保険の事務」と改めるものであります。

第 2 条の追加は、道へ設置される国民健康保険運営協議会との名称を棲み分けするため、条例において町に設置されている運営協議会の名称を規定するものであります。

第 3 条の改正は、第 2 条の追加に伴い条を繰下げ、第 2 条で町の国民健康保険運営協議会の名称の略称を規定したことから、これに合わせ、条文を整理するものであります。

第 4 条から第 16 条までの改正は、第 2 条の追加に伴い、それぞれ条を繰り下げするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日としております。

なお、この改正により、各市町村が設置している国民健康保険運営協議会の役割等については、これまでと変更になるものではございません。

以上、簡単でございますが、議案第 14 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第15号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第15号八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第15号八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

はじめに、概要説明の5ページをお開き願います。このたびの改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、記載のとおり、国民健康保険税の課税額の定義を変更するものであり、これまでの課税額は、町が運営する国民健康保険事業に要する費用として充てられておりましたが、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、この課税額は北海道へ納める納付金として充てられることとなるため、必要な改正を行うものであります。

それでは、改正する条例の内容について説明させていただきます。議案書の11ページをお願いいたします。第2条第1項の改正は、国民健康保険税として課する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、及び介護納付金課税額の費用を充てる先を、町が運営する国民健康保険事業から北海道へ納める納付金へと改めるとともに、それぞれの課税額を第1号から第3号に区分し規定するものであります。

12ページをお願いします。中段以下記載の第2条第2項から第4項まで、及び13ページの第5条の2の改正は、先ほど説明した第2条第1項の改正にあわせ、条文を整理するものであります。

最後に附則といたしまして、この条例の施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

なお、このたびの改正により、従来からの課税額や適用方法等これまでと変更はございませんので、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単であります、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 17 号八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議長、保健福祉課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議案第 17 号八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 16 ページでございます。

この度の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が見直されるとともに、新たに共生型、地域密着型通所介護の基準が設けられ、また、新たな介護保健施設の類型として、介護医療院が創設されることに伴い、既設の条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。まず目次でございますが、第 5 節に共生型地域密着型サービスに関する基準を設け、第 6 節については第 5 節の追加により条項の整備を行ったものです。

第 2 条第 1 項第 6 号は共生型地域密着型サービスの定義を定めたものです。第 7 号については第 6 号の追加により条項の整理を行ったものです。

17 ページになります。第 6 号から第 39 条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する改正となりまして、第 6 条第 2 項は、オペレーターにかかる訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について、3 年以上を 1 年以上に変更するものでございます。第 5 号第 7 項及び第 8 項は、夜間、早朝だけではなく、日中も同一敷地内の事業所の職員の兼務を認めるものに改めるものであり、兼務元に介護医療院を加えるものであります。

18 ページになります。第 12 項は条項の調整でございます。第 32 条第 3 項は、夜間、早朝だけではなく、日中も事業所間の連携が図られている時は、オペレーターの集約を認めることに変更したものでございます。

19 ページになります。第 39 条第 1 項は、介護医療連携推進会議の開催頻度を年 4 回から年 2 回に変更するものです。第 4 項は、正当な理由がある場合を除き、事業所と同一の建物に居住する利用者以外のものに対するサービス提供を、努力義務から義務へと変更するものです。第 47 条第 2 項は、夜間対応型訪問介護のオペレーターに係る訪問介護のサービ

ス提供責任者の経験年数について、3年以上から1年以上に変更するものでございます。

20 ページになります。5 節第 59 条の 20 の 2 と 22 ページの 20 の 3 については、共生型地域密着型サービスに関する基準の規定を追加するものであります。

23 ページになります。第 6 節は第 5 節の追加により条項の整理を行ったものです。第 59 条の 25 は、指定療養通所介護事業所の利用定員について、9 人以下から 18 人以下に変更するものです。第 59 条の 27 及び 24 ページの 59 条の 38 については、文言の整理となります。第 61 条第 1 項は、単独型指定認知症対応型通所介護の従業員の員数に係る特別養護老人ホーム等の定義に介護医療院を追加するものです。

25 ページになります。第 65 条第 1 項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1 施設あたり 3 人以下を、1 ユニットあたりユニットの入居者とあわせて 12 人以下に変更するものです。

26 ページになります。第 2 項は本項の文言を第 191 条第 8 項において活用するものでございます。

27 ページになります。第 82 条第 1 項は、小規模多機能型居宅介護において、従業員の員数等の規定にサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する文言を追加するものです。

28 ページになります。第 6 項から 30 ページの第 112 条まで及び 31 ページ第 125 条第 3 項は、小規模多機能居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の管理者及び代表者並びに協力医療機関に関する施設の種類に介護医療院を追加するものであります。

31 ページになります。第 117 条第 7 項は、認知症対応型共同生活介護において、身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置についての規定を追加するものです。第 8 項については第 7 項の追加により条項の整理を行ったものです。第 130 条第 4 項は文言の訂正でございます。また、施設の種類に介護医療院を追加するものです。

32 ページになります。第 130 条第 7 項は、サテライト型特定施設の生活相談員等について、本体施設が介護老人保健施設の言語聴覚士及び介護医療院の介護支援専門員について、入居者の措置が適切に行われていると認められる時には置かないことが出来る旨の規定を追加するものです。第 138 条第 6 項は、特定施設入居者生活介護における身体拘束等の措置についての規定を追加するものです。第 7 項については第 6 項の追加により、条項の整理を行ったものです。

33 ページになります。第 151 条第 3 項は文言の訂正でございます。

34 ページになります。第 4 項は施設の種類に介護医療院を追加するものです。第 151 条第 8 項はサテライト型居住施設の生活相談員等について、第 130 条第 7 項と同様の既定の追加でございます。

35 ページになります。第 153 条は、施設の種類に介護医療院を追加するものです。第 157 条第 6 項は、地域密着型介護老人福祉施設における身体拘束等の措置についての規定を追加するものです。第 7 項については、第 6 項の追加により条項の整理を行ったものです。第 165 条の 2、及び 36 ページ、第 168 条第 1 項第 6 号は、緊急時の対応方法を定める旨の

規定を設けたものです。第7号及び第8号については、第6号の追加により条項の整理を行ったものです。第182条第8項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における身体拘束等についての規定を追加するものです。第9項については、第8項の追加により条項の整理を行ったものです。第186条第1項第7号は、緊急時の対応方法を定める旨の規定を設けたものです。第8号及び第9号については、第7号の追加により条項の整理を行ったものです。

37ページになります。第191条から43ページの第202条までは、サテライト型指定介護小規模多機能型居宅介護事業所という事業所類型が創設されたことによる人員基準等を定める改正です。また、施設の種類の介護医療院を追加するものです。

44ページになります。附則第6条は文言の整理でございます。附則第10条から46ページの第12条までは、それぞれの条項の適用を受けることができる転換期間を6年間延長するものです。

附則第12条の2及び47ページの第12条の3は、介護療養型医療施設または医療療養型病床から医療機関併用型の指定地域密着型特定施設の入居者生活介護に転換する場合について、人員基準と設備基準の特例を設けるものです。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） タイプ別の事業所のそれぞれに身体的拘束というのが新しく設けられていますけれども、身体的拘束というのはかえって悪化を招くといえますか、逆効果と思うんですけれども。この規定がなければならぬ相当の理由があるのでしょうか。教えてください。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議長、保健福祉課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 基本的に今回の規定の改正なんですけれども、身体拘束を基本的にしないというような方向性に向かっているような規定になっておりますので、よろしくお願いたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） しないという方向であって、これが設けられたというのはどういう理由があるのでしょうか。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議長、保健福祉課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） こちらの条例の趣旨なんですけれども、身体拘束等を行う場合は、いろいろなルールを決めるということと、身体拘束に係わって委員会を3か月に1回以上開催するというような、厳しく定められている形になっていると思いますので、その辺、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第18号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第18号八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議長、保健福祉課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議案第18号八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてご説明いたします。議案書48ページをお開き願います。

この条例は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、これまで国の基準に基づき、北海道において定められておりました指定居宅介護支援事業所等の人員及び運営に関する基準等について、市町村条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものであります。

それでは条例についてご説明申し上げます。八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてでございますが、指定居宅介護支援事業所とは、要介護1から要介護5の方が居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画の作成やサービス事業所との連絡・調整を行うもので、当町では八雲地域にて4事業所、熊石地域において1事業所が実施している業務でございます。

条例制定の考えとしましては、北海道の条例においては、国の基準に基づき定められていたことから、当町においても全て国の基準と同一として条例を制定するものでござい

す。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1章は総則としまして、本条例の趣旨を規定してございます。第2章は指定の申請者の要件として、法人格を規定しております。第3章は事業の基本方針を規定しております。

49 ページになります。第4章第4条、第5条については、人員の基準として、従業員・管理者の配置基準等について規定しております。第5章第6条から59ページの第31条までについては、運営の基準として、指定居宅介護支援の提供開始から利用に至るまでの手続等について規定しております。第6章第32条は、基準該当居宅介護支援の事業に係る基準についてですが、第3条から31条まで、基準該当居宅介護支援に係る基準を一部を除き準用することとした規定でございます。

次に、附則1でございしますが、この条例の施行日を平成30年4月1日とするものであり、一部については厚生労働省令の基準が適用される平成30年10月1日に施行するものでございます。

附則2は、管理者の要件の経過措置であり、平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員についても管理者とすることができるものであります。

附則3は、八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において、指定居宅介護支援の基準を省令より引用しておりましたが、新条例の引用に改めるものです。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第19号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 議案第19号八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議長、保健福祉課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議案第 19 号八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 62 ページでございます。

この度の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、介護予防認知症対応型通所介護の利用人員及び介護予防小規模多機能型居宅介護等の施設及び運営に関する基準等が見直されたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは改正内容についてご説明いたします。まず第 5 条ですが、単独型指定介護予防認知症対応型通所介護にかかる施設の定義に、介護医療院を追加するものです。

63 ページになります。第 9 条はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1 施設あたり 3 人以下を、1 ユニットあたりユニットの入居者と合わせて 12 人以下に変更するものです。第 44 項第 6 項から 65 ページ第 73 条まで、及び 66 ページ第 83 条第 3 項は、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に関する施設の規定に介護医療院を追加するものです。

戻りまして第 78 条 第 3 項は、介護予防認知症対応型共同生活介護において身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置についての規定を追加するものです。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日にするものでございます。

以上、議案第 19 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 20 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 20 号八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議長、保健福祉課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 議案第 20 号八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 67 ページでございます。

この度の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、新たに障害者福祉制度の相談機関の追加、及び指定介護予防支援に係る基準等が見直されたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは改正内容についてご説明いたします。まず第 3 条第 4 項ですが、連携に努める機関として、障害者福祉制度の相談機関を加えるものでございます。第 6 条第 2 項は、指定介護予防支援の開始に際し、利用者は複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることが出来るなどについて説明することを義務付けることとする旨の規定の追加となります。

68 ページをお開き願います。第 3 項は入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用者に求めることを義務付ける規定の追加になります。第 4 項から 69 ページ第 8 項までは、第 3 項の追加により条項の整理を行ったものです。第 32 条第 9 号は、サービス担当者会議に利用者及びその家族の参加を基本とすることの規定を追加したものです。第 14 号の 2 は、指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治医等に提供することを義務付ける規定を追加したものであります。

70 ページになります。第 21 号は、第 21 号の 2 の追加により条項の整理を行ったものです。第 21 号の 2 は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対して、介護予防サービス計画を交付することを義務付ける規定の追加になります。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上、議案第 20 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第12 議案第21号

○議長(能登谷正人君) 日程第12 議案第21号八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長補佐(佐藤哲也君) 議長、保健福祉課長補佐。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(佐藤哲也君) 議案第21号八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書71ページでございます。

この度の条例改正は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員について、更新制が導入され、また、更新時に新たな研修が創設されたことから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは改正内容についてご説明いたします。第4条第1項第3号の下線部分は、介護保険法施行規則を引用しておりますが、主任介護支援専門員の規定を5年ごとの更新研修を修了した者を要件としたものとなっております。

なお、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了したのものについては、経過措置が設けられております。

次に附則でありますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 22 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 22 号八雲町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議案第 22 号八雲町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本件は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の改正により、これまで国で定められていた都市公園の運動施設率の基準を町の条例で定めることとなったため、八雲町都市公園条例の一部を改正し基準を定めようとするものです。

議案書 72 ページでございます。八雲町都市公園条例 10 条の 3 として、公園施設として設けられている運動施設の敷地面積に関する基準として、施設の総計が百分の五十を超えてはならないとする文言を追加するもので、この基準は都市緑地法に定められていた基準と同じであります。

次に、条例の公園掲載に錯誤がある事から訂正するものであります。八雲町都市公園条例第 2 条で、都市公園の名称及び位置は別表第 1 に掲げるとおりとするとなっております。都市公園とは都市計画区域内にある公園であり、都市公園以外の公園については、第 30 条により別表第 9 に掲げる事となっております。

遊楽部公園と黒岩公園、野田生公園は農林水産省の事業で整備したことから、当初は農村公園として条例を設置し、維持管理していました。その後、10 年が経過したことから、平成 25 年 3 月に農村公園条例を廃止し、都市公園に編入されています。本来この時、遊楽部公園は都市公園として別紙第 1 に掲げられますが、都市計画区域外の黒岩公園と野田生公園は、別表第 9 に掲げるべき所を別表第 1 に掲載していましたので、この度訂正し、別

表第9に掲載するものであります。

議案書72ページの現行欄、別表第1(第2条関係)の表記から、黒枠部分の黒岩公園と野田生公園の名称及び位置表記を削除し、別表第9(第30条関係)に黒岩公園と野田生公園の名称及び位置を追加表記するものであります。

今後は、このような間違いがないよう法律等を十分確認し条例を上程いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお 附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第22号についての提案説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第14 議案第23号

○議長(能登谷正人君) 日程第14 議案第23号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長(福原光一君) 議長、総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(福原光一君) 議案第23号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書73ページでございます。この度の改正は、第5条(組織)の改正で、患者様の医療情報を共有しながら、地域で患者様が安心して医療を受けられるよう、病院、診療所との連携や、様々な保健、福祉サービス関連との連携を深め、切れ目のない医療・看護・介護サービスが提供できるよう支援部署を充実強化するため、医事課医療連携係を廃し、地域医療連携室を新設しようとするものであります。

改正の内容につきましては、第5条第1号イ事務局の(オ)に地域医療連携室を加えるものであります。

附則につきましては、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 地域医療連携室を設けるということは大変いいことだと思っておりますけれども、場所的には病院正面1階の目につくところに設けられるのでしょうか。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 佐藤議員のご質問ですが、地域医療連携室につきましては、現行の医事課の1階のフロア、そこに地域医療連携室を設けることで考えております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 名称が変わるといふ感じなのかなとは思いますが、今まで以上に利用しやすい、入りやすいような、そういうものにしてもらいたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 議案第24号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 議案第24号八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院医事課長（沢野 治君） 議長、総合病院医事課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（沢野 治君） 議案第24号八雲町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書74ページをお願いします。

この度の改正は、八雲総合病院の特別室使用料の項目を設けるとともに、テレビ用電気

使用料の区分を廃止するものです。

特別室につきましては、中央棟及び西棟ともに旧本館棟より病室が狭いことや、バススタブに浴槽が未設置等となっており、現行、減免で対応しております。

また、テレビ用電気使用料につきましても、厚生労働省から、これは入院料に含まれる旨の見解が示され、同様に減免で対応しておりますことから、条例を改正してこれを明示するものでございます。

改正の内容としましては、別表1 使用料欄4 特別室の区分を1日あたり、南棟を5,000円、中央棟を3,000円、西棟を2,000円とし、区分5 テレビ用電気使用料欄を削除し、以降の区分を繰り上げるものです。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 議案第25号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 議案第25号八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○熊石消防署長（伊丸岡徹君） 議長、熊石消防署長。

○議長（能登谷正人君） 熊石消防署長。

○熊石消防署長（伊丸岡徹君） 議案第25号八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。概要説明書3ページをお開きください。

本条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額は、地方分権計画に基づき、原則3年ごとに見直しが行われているところであり、平成29年度は見直し年度に該当します。これに伴い、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査の手数料等が見直されたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な見直しは、検査にかかる所要時間の増加に伴う人件費の変動や、検査にかか

る備品等の増が主な要因でございます。議案書 75 ページをお開きください。

八雲町消防手数料徴収条例の一部を次のとおり改正する。別表の手数料の額を下線部の
とおり 75 ページから 98 ページまで、それぞれ改正しようとするものです。

附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日より施行いたします。この条例の施行の際、
現に申請を受理しているものにかかる手数料については従前の例によるものといたします。

なお、今回改正の対象となる準特定屋外タンク貯蔵所、特定屋外タンク貯蔵所につきま
しては、現在においても当町に設置されたことはございません。

以上、簡単ではございますが、八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明
といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 議案第 26 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 議案第 26 号財産の無償貸付けについてを議題といた
します。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 26 号財産の無償貸付けについて、ご説明いたしま
す。議案書 99 ページでございます。

本件は落部地域にある、あかしや保育園を運営する社会福祉法人に対し、平成 25 年第 3
回定例会において、貸付期間を 5 年とする敷地の無償貸付けの議決をいただいております
が、この無償貸付期間が本年 3 月 31 日をもって満了となりますことから、これを更新す
るものでございます。

更新しようとする貸付期間につきましては、町財務規則第 237 条第 1 項の規定により 30
年とするものでございますが、既に平成 25 年から無償貸付けの議決をいただいております
ので、平成 25 年から起算して 30 年となる、平成 55 年 3 月 31 日までとする無償貸付けを、

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

無償貸付する財産は土地で、所在地は二海郡八雲町落部867番地1で、貸付面積は518.27平米。もう1筆は、同落部867番地3、貸付面積1,981.80平米、2筆合計で2,500.07平米であります。

無償貸付する相手方は、二海郡八雲町栄町13番地1、社会福祉法人立栄会 理事長 樋田幹也であります。無償貸付する理由は、あかしや保育園の運営に必要なためであります。

無償貸付する期間は、平成30年4月1日から平成55年3月31日まででございます。

以上、簡単でありますが議案第26号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第18 議案第27号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 議案第27号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第27号財産の取得について、ご説明申し上げます。議案書100ページでございます。

本件は、北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺の景観保全及び当該土地の有効活用を図るために、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであり、位置図等の関係図面は、概要説明書7ページの別紙3及び8ページの別紙4のとおりでございます。

取得しようとする財産の所在地、地目及び地積でございますが、二海郡八雲町春日17番9、地目は雑種地、地積は1,332平方メートル。同じく、春日20番3、地目は原野、地積は9,500平方メートル。同じく、春日20番4、地目は雑種地、地積は2,973平方メートル。

同じく、春日 21 番 2、地目は雑種地、地積は 1 万 1,069 平方メートルで、地積の合計は、4 筆で 2 万 4,874 平方メートルでございます。

取得の目的は、北海道新幹線新八雲（仮称）駅の周辺整備計画を進めるにあたり、新幹線新八雲（仮称）駅を牧歌的な牛舎風の駅舎にし、駅周辺を牧歌的な景観を残しながら駅周辺整備をしていきたいという考えから、牧歌的風景の持続を図るために土地を先行取得し、観光体験農園・牛乳工場などを誘致するための土地として、または、新幹線新八雲（仮称）駅の駐車場等の整備にあたり、農地が失われることになる場合の代替地としての活用も想定できるなど、これらの利活用を図るため、取得しようとするものでございます。

取得の方法は、契約の定めるところにより、取得の金額は、2,984 万 8,800 円でございます。

契約の相手方は、函館市新川町 18 番 12、島田法律事務所 北邦砕石工業株式会社 一時取締役兼代表取締役の職務を行うもの、弁護士 平井喜一でございます。

契約の相手方についてですが、登記上の名義人は北邦砕石工業株式会社ですが、代表取締役の方が亡くなり倒産しておりますが、状況としては、会社はありますが代表取締役がないという状況です。

土地を処分するには、手続き上、代表取締役が存在しなければ、取引や登記の手続きができないことから、利害関係人が裁判所に一時代表取締役の選任の申し立てを行い、一時代表取締役を選任許可していただいた方が契約相手となります。

本件の場合、利害関係者から一時代表取締役選任申し立てを行い、それに伴い一時代表取締役を裁判所が判断し、選任許可された弁護士が契約相手となっております。

以上、議案第 27 号財産の取得についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○10 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 北邦さんの跡地の、今の景観上あまり好ましいことの場所ではないというのは重々承知しているんですけども。この件に関して、町長と半年以上に渡って総務委員会でやり取りをさせていただきました。そして町長は必要だと。私は必要でないでしょうということで、どこまでも平行線たどってきたわけなんですよね、この案件は。

で、最終の委員会に上がってきたのが 2 月の総務の委員会に上がってきて、私ちょうどこの時、所要がございまして出席できなかったんですけども。そこで、同じ繰り返しは極力避けたいと思うんですけども、今回の案件の中で景観保全というふうな字句が盛り込まれているんですね。で、相手方がきちっとしている中で、この景観保全というふうな字句というのは、行政側がこの相手方に景観が非常に悪いから、きちっと整理してくださいというふうな、そういう交渉とか、そういうことをしたことがあるんでしょうか。経緯において。

私は、これは行政側は言える言葉だと思うんですよ。景観が悪いですからっていうことで。いくら代表者がいない、弁護士さんが一時取締役、きちっとしている人が契約の相手になっているものですから、この辺は私はね、行政としてやるべきことだったんでないのかなと思うんです。行政側で1回かそのような要望・要請等々について、相手方と交渉した経過があるんでしょうか。

町長、これで最後にしましょう。だからお互いに、私の気持ちとしては今でもいらないと思う。行政が不動産等の取得については、持つものではないという気持ちが今でも持っているんですね。だからこの辺について景観ってきたものだから、景観等々については、行政側で相手方に要望・要請したことあるんでしょうか。

まずは、そこから出発していかないとならないんでないのかなと思うんです。この取得の目的がこうだから。いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、この件については本当に議員と議論を交わしました。田中議員、今これは必要ないというような話でありましたが、私とその議論を交わしている時にはですね、いずれは必要になるだろうと、しかしながら、時期的に少し早いでないかというようなですね、私は認識をもっておりました。

そういう認識の元ですね、今回この上程をさせていただきましたが、田中議員おっしゃるですね、この相手先にといいまして、この景観のことで再三ですね、この場所以外にも町内にはこの会社と申しますか金融機関に係わる景観を、八雲町としても大変な部分、1つ例を挙げますと、旧ローヤルホテル、この跡につきましても再三、理事長さんとお話をしながら、この間もですねいろいろと景観上大変なので早く処分なり景観保全をしてほしいということをお話し合いをしておりました。理事長さんからは毎年毎年、なんとかする、なんとかすると、こんな話がありましたけれども、なかなか金融機関さん側もこういう物件をたくさん持っているそうでもありますので、なかなか進んでこないということもありますね、今回景観もありますし、この土地を取得することにより、これからの町の駅前周辺整備に関しても重要であろうということで提案を申し上げましたので、ご理解をお願いいたします。

○10番（田中 裕君） ここで景観保全ってきているものだから、1回か言った。して、何て言っているの、相手は。

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） まだ向こう立ってないから。町長どうぞやってください。

○町長（岩村克詔君） 相手側は、先ほども言いましたけれども、そのうち何とかするという話は、私が就任してからですね、その金融機関の理事長さんも私の知っている方ありますので再三ですね、先ほども申し上げましたけれどもこの土地以外にもいろいろとありますので、その辺は話をいたしました。

ところが、先ほども言いましたとおりですね、費用もかかることから、これを売却でき

なければなかなか難しいというお話で、進んでこないというのが現状です。この金融機関以外にもですね、町内にもこういうような場所、建物等もたくさんありますね、今空き家対策等もやっていますけれども、これからも大変なことになるだろうという思いもありますね、この度になりました。

田中議員ですね、これは私どもも再三要請はしておりますということをご理解をお願いいたします。

○10 番（田中 裕君） 要請して相手なんて言っている。

○議長（能登谷正人君） いや、ちょっと。

○10 番（田中 裕君） 私3回より立てないものだから。また同じようなことを聞かなきゃならないから。

○議長（能登谷正人君） わかってます。新しい質問だから。

○10 番（田中 裕君） 最初聞いているでしょ、相手方はどう。

○町長（岩村克詔君） だから相手方とやってるって、その方の名前を言うんですか。

○10 番（田中 裕君） いや、だから相手方はなんて言っているんですか。

○町長（岩村克詔君） だから、回答は先ほど言っているとおり、さっきから言っているとおり、相手方からは何とかしようという事でありますけれども、ただし、先ほどからも話しているとおり、それが例えば売却やそういうのが進まない限りですね、この件もそうでありますけれども、弁護士を立てて費用がたくさんかかるそうであります。それでなかなか進んでいないというのが現状です。いいですか、分かりますか。

○10 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 行政の財産取得に関しては、自治法では目的がはっきりしなければならぬと謳われているんですよ。で、目的はさっき説明したとおり、牧歌的な風景、先行取得、で、企業誘致等々を今説明したんですけれどもね。

今回の予算等々の中で新幹線の関連の構想が入ってきていますよね、来年度の予算の中で。そうすると、これはどっちが先か後かということよりも、私はもうちょっとこの辺、きちっと自治体が、行政が財産取得する場合きちっとした、これだったら今、牧歌的な風景だとか、新幹線が来るから先行でとっておきますとか、企業誘致しますとかっていうふうな説明をしているんですけども。やっぱり行政が財産を取得する場合は、もうちょっと具体的なものがあってしかるべきだと思うんですよ。

その辺、現状で結構ですから、どのような計画、もし出来るならば具体的な、まあ多分、具体的なことを言ってくださいとなれば、これからのことだということできると思うんですけども。もうちょっとこの辺、議論していきたいなと思うんですよ。

それともう1点は、3,000万ってのはしてもらったんですよ、私。そうしたら今回2,900万、まあ四捨五入すれば3,000万ですけどもって思うんですけども。これどっちの方が、最初、委員会に出したのが3,000万で、いや交渉した結果2,900万でっていうふうな納め方でいいのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この財産取得でありますけれども、これは先ほどから話しているとおりでですね、牧歌的な風景、またはこの駅周辺の整備に係わる企業誘致等々のための土地取得ということで再三ですね、常任委員会にも議論を深めながら、各常任委員会からも意見をいただき、最終的に今回の提案になったという事であります。

それと、この3,000万、2,900万というのはですね、当初3,000万程度ということで相手方と話をし、我々も常任委員会からも金額の交渉はもっとしなさいということでもありですね、私たちも交渉を重ねてきた結果、今提示している2,984万8,800円ということになったということで、ご理解をお願いいたします。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 私はどうして反対かと言いますとね、今まで行政側が我々に提示している発言の中で、財政が非常に厳しいと言っているんですよ。で、財政が厳しかったら、こういうふうな3,000万なんてぽんと出すよりも、もうちょっと私は町長の政治的手法の中で、もっと3,000万を有効に使えるんでないのかなと。3,000万これ塩漬けにされちゃうんだもの。新幹線が来て初めて効果が出るんでしょう、10年間塩漬けにされるんだもの。3,000万使うんだったらもっと有効な手立てが、私はあるというふうなことで力説をしていたんですけどもね。

町長、たかが3,000万というけれども、されど3,000万なんですよ。児童福祉の方にもっと使う、有効な手立てに使う。行政は財産を持つんでない、違う方面で私は使うべきだというふうな、私は今でもそういうふうな認識をしているんですよ。だから行政が厳しい、厳しいと言っているながらこういう、たかが3,000万というけれども、されど3,000万ですけれども、ぽんと買えるものなのか。そうしたら将来、町の財政が厳しいという言葉はこれから削除してください。厳しくないからこういうものを財産で買えるんでしょう。私は今でも必要でないと思う。

そこでね、もう3回目ですから。議長、これで終わります。今後ね、このような景観等が見苦しいというふうな案件が出てきたら、町としてはこのような手法で購入するという考え方でいいんですか。ちょっとこの辺の考え方だけ聞かせてください。

それと、私、今回予算委員長をやらせていただきました。今回の予算編成も大変厳しい54%という言葉も使わせていただきました。だから厳しかったらもうちょっとね、この辺精査して、私は行政として取り組んでいくべきだと思うの。だから私は、将来効果的なものになるかも分からない。だけれども、そういうことは民間の業者に預けてもらって、我々行政がやるべきことでない、投機的な仕事等々については、行政のやるべきことではないと思うの。

まあ、これで3回目ですから、もうこれ以上たちませんけれども。ちょっとその辺の考え方をこの際きちんと統一しておかないと、将来の八雲町に禍根を残すことになると思

ますので。その辺、きちんとした考え方をおっしゃってください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、この件に関しては先ほどから何回か話しているとおりでですね、常任委員会等々、役場内部でもしっかりと協議をしながら常任委員会に話しまして決定をいたしました。

さらにですね、これから景観とかそういうことで土地の取得があるのかという事でありますけれども、可能性は私はあると考えております。これはやはり、この八雲町の、前々回の議会にも森林の取得で上げましたけれども、やはり我々の土地、この八雲町の土地が、あの時は外国人が取得するというようなこともありましたので、環境だとか水等々の自然の環境を守る意味でも、町として取得していかなければならないという場面もこれからは出てくるかと考えます。その度にやはり議員皆さんの意見をいただきながら決定をしていくという事になりますので。

どうかですね、まったくこれ以上はないという事ではありませんので、その度に議員の皆さんに意見をいただきながら慎重に対応していきたい、そういう思いでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 同僚議員として田中議員さんの思いは強く受け止めますけれども。原則として財産の取得でありますから、例えば自治体が財産の取得をする時に、ただで町民から寄付される場合もありますし、このように売買で取得する場合があります。例えば寄付される場合も、全て目的がはっきりしてなければ財産を譲り受けることが出来ないのかと言ったらですね、通常寄付を受ける時には、寄付を受けた後に目的をはっきりとして活用するということがあります。今回の事例もですね、目的がはっきりしないわけですから、取得後に有効な活用を検討するということでの財産の取得であるのかということをもまず確認をさせていただきます。

それと同時に、財政的な問題なんですけれども、確かにバブルの時に銀行に預けておいて金利が高い時には、確かに現金を持つということでの有効性というのは確かにあると思うんですけれども。逆に今のゼロ金利政策の中では、現金をただ保持するというののみをもってですね、有効性があるかということもいろいろと考えていかなければなりません。

で、当然今後検討する目的の中には、景観の部分もこういうふうに書いていますけれども、逆だと思うんですね、僕は。取得をすることによって結果的に景観も良くなると。だから景観ありきで取得をするんでなくて、取得をすることによって結果的には景観も良くなるということで、何か目的化みたい提案説明をしているんですけれども、その辺の解釈についてもどういうふうな考え方であるのかということもお聞きをします。

それとですね、財産の取得の可否を今とるわけですから、やはりその可否の時に私共の

判断としては、やっぱりその 2,900 何某の価値で取得をするわけですから、そのことが今後短期的に暴落して 1,000 万の価値になりますよと。そうすると自治体としては不利益になる。だから、そういうことだったら困るから、この財産の案件については駄目ですよということもあり得ると思うんですけども。当面、不動産の郊外の土地ですけども、逆に言えば可能性としては若干上がるかもしれませんし、農地の関連も含めて、そんなに八雲町の部分で言えば、農家の方が取得をしたいという意向もありますので、農地の変動も少ないということからすると、今後近い将来ですね、土地の価格が大幅に変動する見込みはないと思うんですけども。その辺の予測についてもお聞きをさせていただきます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 千葉議員おっしゃる通りですね、私もこの財産の取得、この土地に関しては、環境の保全ばかりではなくですね、やはり企業誘致も含めて、やはりそういう場所がなければいろんな場面において企業誘致も難しいだろうということ。

さらにですね、千葉議員おっしゃる通り、今新幹線の駅前の所はほとんど農地でありますので、この農業者の方からその農地を取得しながらですね、駐車場等々の整備もしていくということでもありますので。代替えの土地としても有効に使い、駅の近くに、もしもそういうものを建てるのであれば、それと交換も出来るという、有効に使えるという事もあります。

そして、本当に千葉議員おっしゃる通りですね、土地の今の価格が、13 年後新幹線の駅が開業した時には、どのような価値になるかというのは、私のこれあくまでも想像でありますけれども、今よりも目減りすることは私はないだろうと思ってますし、ましてこの新幹線工事、今トンネル工事でありますけれども、これから線路並びに駅舎の建設に入る時に、あの一带は農地でなかなか資材を置く場所もないということであれば有効に、ここの価値は必然的に上がってくるものと私も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 田中議員さんの思いも、私も分かるんです。で、やはりせっかく取得を良いか悪いかと言ったら、取得することに賛成です。ただし、今後有効に活用されなければならないという意識を強く抱く議員さんもいれば、頑張れるんじゃないかなという感触もある議員さんもいる。その温度差は違うと思うんですけども、有効活用しなければいけない、そして有効に使うんだということをですね、やっぱり執行者である町長の方から再度いろいろな部分で言われていると思いますけれども。決意というか、やっぱりせっかく町の財産として取得するわけですから、有効な活用方法を議会と共に提案しながら考えていくということで、振っていただければですね、やっぱり思いの中では活用しなければ駄目だという議員さんも、短期にね、いるわけですから。その辺、取得後協議の場を設けながら、早期になるのか中期になるのか分かりませんが、活用方法を確立していくということでの取得という事で、再度確認させていただきます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 千葉議員おっしゃっている通りですね、これは今取得が決定いたしますと、相手側で今の建物等々がありますので、それを解体をしながら平地をして、我々が取得をするということになっておりますので。

今回、議決をいただければ今年中には町のものとなりますので、その時点も含めて我々はすぐに、ここの有効活用について早急に協議を進め、また常任委員会等々に相談をさせていただいて、しっかりと使っていくということを皆さんにご報告をしております。また、議員の皆さんからもいろんな情報があれば協力をお願いを申し上げます、答弁いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○5番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○5番（斎藤 實君） 2点ほど確認をしたいんですけれども。常任委員会の方に提示された金額につきましてですね、常任委員会でも交渉にあたっては安くなるような交渉の仕方をしてほしいと。そして課長も交渉にあたっては単価につきましてもその辺、十分に心得ながら話し合いをしていきたいと、このようなことを示されましたけれども。それについてはどのように考えているのか。

それともう1点、今町長が話されました整地につきましてですね、買う交渉の過程の中で、売り主の方で綺麗に整理して売るという事を今町長おっしゃいましたので、それで間違いないのかどうなのか。その2点、お願ひいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 交渉についてはですね、総務課を中心に副町長がですね、相手方の会社に赴きながら再三協議をしております。相手方と再三協議をしましたが、相手方もやはり金融機関でありますので、もっと被害を被っているといろんな話もありながらここに落ち着いたということで、ご理解をお願いいたします。

整地につきましては、相手方と当初から整地をして建物を壊して、整地と言っても建物を壊して、並びに平らにして引き渡すということで話が決まっておりますので、それは実行されるものと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第19 議案第28号

○議長(能登谷正人君) 日程第19 議案第28号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) 議長、商工観光労政課長。

○議長(能登谷正人君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) 議案第28号指定管理者の指定について提案説明をさせていただきます。議案書の101ページでございます。

本件は、平成26年に北海道立公園噴火湾パノラマパーク内に設置しました八雲町情報交流物産館の管理運営に関する協定が、平成30年3月末をもって期日を迎えるため、改めて指定管理者により管理運営を行おうとすることから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者により指定管理運営をする公の施設の名称は八雲町情報交流物産館 丘の駅であります。

指定管理者として指定する者は、二海郡八雲町浜松368番地8、一般社団法人八雲観光物産協会 代表理事 平野百合子であります。

この法人の選定に当たっては、八雲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、当該施設の性格、規模及び機能等から、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらない指定管理者候補の選定を行うことができることから、平成30年2月1日開催の八雲町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、選定したものであります。

指定する期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

以上で議案第28号の提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 議案第 29 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 20 議案第 29 号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長(馬着修一君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(馬着修一君) 議案第 29 号町道路線の廃止についてご説明いたします。議案書 102 ページをご覧ください。

本件は、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、町道路線の廃止について議会の議決を求めようとするものでございます。概要説明書の 9 ページの別紙 5 の平面図をご覧ください。

当路線は、さくら堤事業として整備したときに、河川敷地内の堤防上を占用するため管理協定を北海道と結ぶ要件として、町道認定が必要との事から平成 6 年 3 月に路線認定されたものです。

遊楽部川の左右兩岸の堤防上をサイクリングロードとして整備したものであります。現在、当時の河川占用の図面を G I S (写真画像に用地図が処理されたもの) の上に重ねますと、現況と合わない部分が多々あるため、河川占用申請の変更を北海道より求められていまして、その協議の中でサイクリングロードを町道認定する事が要件では無くなった事から、町道認定を廃止し、遊楽部河畔公園面積に含めようとするものであります。実態としましても、サイクリングロード部分も含め植栽及びのり面の草刈りなどの維持管理を遊楽部河畔公園として管理してきております。

それでは、議案書 102 ページにお戻りください。廃止する町道の路線番号は 31274 番、路線名は遊楽部サイクリングロード右岸、起終点及び主要な経過地は記載のとおりです。道路延長は 1,889.20m でございます。次に路線番号 35273 番、路線名は遊楽部サイクリングロード左岸、起終点及び主要な経過地は記載のとおりです。道路延長は 2,057.20m でございます。この 2 路線を町道路線から廃止しようとするものでございます。

以上、議案第 29 号町道路線の廃止についての説明を終わります。よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） すみません、ちょっと教えてほしいんですけど。町道路線廃止ということで、今後のその維持管理等を含めての対応についてというのはどのような形になるのか、お願いします。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 現在もそうなんですけれども、遊楽部河畔公園ということで、公園としての維持管理をしまして、今後もそのまま公園の園路として管理するということになります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 諮問第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現人権擁護委員である山田須美子氏の任期が平成 30 年 6 月 30 日をもって満了となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるもので、再度、同氏を推薦しようとするものであります。

同氏は平成 18 年 4 月から現在まで 4 期 12 年間に渡り人権擁護委員を務め、積極的に活

動をされ、人格・識見共に高く、広く社会の実情に通じた方であります。

従いまして、同氏を人権擁護委員の適任者として再度推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、山田須美子さんを、人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 2 2 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 1 号洪水回避等を目的とした流量確認のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号洪水回避等を目的とした流量確認のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

一昨年 8 月の北海道・東北豪雨や、昨年 7 月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

記 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成 29 年度補正予算で約 1,300 億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

2 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

3 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、概ね 3 か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 23 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 発議第 2 号新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 2 号新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

我が国の森林面積は、国土面積の 3 分の 2 にあたる 2,500 万ヘクタールあり、このうち 1,000 万ヘクタールを占める人工林の約半数が主伐期となっている。しかし、これら人工林のうち、主伐による原木供給量は、年間成長量の約 4 割にとどまっており、成長量の 6 割強は未利用のままとなっている。

記 1 森林所有者に適切な森林管理を促すために森林管理の責務を明確化すること。

2 森林所有者が森林を管理できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託するスキームを設けること。

3 再委託できない森林や再委託されるまでの森林は、市町村が管理できるようにすること。

4 再委託を進めるために、路網整備、集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「議長」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書に反対の討論を行います。

新しい森林管理システムの内容は、所有者が森林を管理できない時に市町村が委託を受けて、高い生産性と収益性を実現できる意欲と能力のある林業経営者、住友林業など大手企業に再委託をするというスキームです。再委託を引き受ける大手企業がない、林業経営に適さない森林等の管理は市町村が行うことになっています。所有者不明林の明確化など、必要な対策も盛り込まれる予定ですが、こうした市町村の管理費用は森林環境税で賄われます。国の林業政策は輸入依存で国内林業を育成する方向ではありません。

お金になる森林は大手林業業者、お金にならない森林は国の新たな税負担でという方向には賛成できません。

以上で反対討論といたします。

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 次に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 他に討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第24 発議第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第24 発議第3号土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第3号土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

土地改良制度をめぐる現状は、農地の所有者と経営の分離が進んでおり、一筆1資格者などの現行制度では事業運営を十分に行えない状況になっている。このことから、組合員の減少に対応した組合員資格の拡大や、業務運営の適正化など、現行制度の見直しが求められている。

記一、所有者が中心の土地改良区における、所有者から耕作者への組合員の資格交替を促進すること。

一、複雑な組合員の資格交替手続きを見直し、円滑化を図ること。

一、一筆1資格を見直し、現行制度で組合員資格が認められない耕作者や所有者が土地改良区の構成員として参加できる柔軟な制度を創設すること。

一、土地改良区の運営には、耕作者の意向を反映することが重要なことから、現行の理事要件を見直すこと。

一、組合員全員参加の総会に加えて総代会が設置しやすくなるよう、土地改良区の組織決定機関を見直すこと。

一、その他、耕作者の意向を踏まえた農業用水の配分ルールの設定や、多面的機能支払いの活動組織による施設管理への参加など、柔軟で持続的な仕組みに見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書に対して、反対の討論を述べさせていただきます。

農業、漁業、林業の一次産業は保護に値する産業分野であります。法人企業の論理での改正や緩和を許すべきではありません。

この間、農地法が改正され、儲け第一の株式会社が進出し、既存の農家が追い出されるような状況も生まれてきています。

今回の意見書案は現在の農家を支援するものではありません。

よって、意見書の提出に反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 25 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 発議第 4 号所有者不明の土地利用を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 4 号所有者不明の土地利用を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

平成 28 年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約 20%に上ることが明らかにされました。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040 年にはほぼ北海道の面積に相当する（約 720 万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想しております。

記 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。

2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。

3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。

4 所有者不明土地の取用手続の合理化や円滑化を図ること。

5 取用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、一つ、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 26 発議第 5 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 26 発議第 5 号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における、新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14 番(千葉 隆君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 千葉君。

○14 番(千葉 隆君) 発議第 5 号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における、新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

2017 年 5 月 11 日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020 年 4 月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要があるが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念される。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、4 項目について強く要望するものでありますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 27 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 27 発議第 6 号生活保護費の一方的減額に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 6 号生活保護費の一方的減額に関する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しをすすめてきましたが、食費や光熱水費にあてる生活扶助費を最大 14%引き下げる案を出しました。しかし、各界から異論と反発の声があがり、下げ幅を最大 5%に縮小しました。

しかし、前回 2013 年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられません。

ひとり親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されています。これは 2014 年に施行された子どもの貧困対策法の趣旨とも矛盾しています。

憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28 発議第 7 号過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 7 号過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

今国会で審議中の「働き方改革」関連法案は、「長時間労働をなくす」「過労死をなくす」「柔軟な働き方を可能にする」としてありますが、労働者の「働き方改革」ではなく、経営者の立場に立った制度であることから、国における「働き方改革」は、真に働く人の立場に立った改革となるよう、次の措置を講ずるよう強く求めるものであります。

1 「働き方改革」関連法案を撤回し「残業は週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間まで」という大臣告示を法制化し、これを超える残業を認めないこと。残業から翌日の始業まで最低 11 時間空けるインターバルを確保するなど、労働基準法の抜本改正を行うこと。

2 雇用空白期間を設けることで、無期転換できないようにする脱法行為を許さないため、労働契約法の改正を行うこと。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 29 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 発議第 8 号カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第8号カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

カジノ法は、2016年12月に成立。審議時間は衆参合わせても、わずか18時間20分という短さでした。

カジノ法は、議員立法と言いつつ、全会派の一致ではありません。国民世論は6割が反対していますが、今国会にカジノ実施法案を提出しようとしています。

世界各地の大多数のカジノは地域と人心の荒廃を招いています。韓国の江原ランドが誕生した2000年当時の郡の人口約5万人が現在3万8,000人に減少しています。

「施設周辺では、カジノによるギャンブル依存で破産したり、自殺したりする人が後を絶たず、客目当ての風俗店や質屋も乱立」した結果と報道されました。

悲惨な事態が予測されるカジノ推進法は廃止すべきであり、具体化のための実施法は断念することを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長(能登谷正人君) 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 平成30年第1回定例議会が閉会するにあたり、議員皆様に対し一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

本定例会は3月8日を初日として本日までの9日間の会期を要するものとなりましたが、議員皆様には終始熱心なご論議と慎重なご審議をいただき、敬意と感謝申し上げます。

30年度一般会計をはじめとする各会計予算、平成29年度各会計補正予算や関連議案を加え、提出いたしました議案等の件数は34件を数え、一般会計・特別会計及び企業会計を含めた予算総額280億あまりの新年度各会計予算を含むものであり、特に私にとって第2期総合計画のスタートの年と、町長2期目の政策実現に向けた予算案でありました。

この間、一般質問や議案等の審議を通していただきました議員皆様からのご提案やご指導につきましては、真摯に受け止め、今後の町政執行に活かしてまいりますので、変わらぬご協力をいただきたいと思います。

予算特別委員会の正副委員長の責務を勤めていただきました田中議員さん、佐藤議員さんには、そのご尽力とご配慮に心から御礼申し上げます。議決をいただきました各会計の新年度予算は、この1年間の行政を具現化するものでありますが、年度途中において対応しなければならないものも出てくると予想されております。その際には追加補正の形で予算措置をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

この冬は冬型の気圧配置が続き、寒気が多く入り込み、特に道南地方は寒さに加え雪が多く、除雪が大変でありました。

そんな寒さの中、2月9日から開催されました、冬季オリンピック平昌大会では、熱き戦いが繰り広げられ、日本選手の大活躍により、史上最多のメダル13個を獲得いたしました。

特に北海道から出場したスピードスケートの高木姉妹をはじめ、スキーマジックの高梨選手、さらにはカーリング女子チームの活躍により、最後まで目が離せない大変盛り上がった大会となりました。

また、現在はパラリンピックが開催中で、オリンピック同様に日本人選手の活躍が続き、過去最多のメダル数を獲得しているところであり、引き続き応援してまいりたいと存じま

す。

八雲町は、平成30年のプロ野球北海道日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使に選ばれ、八雲町をPRする絶好の機会を得ました。レアド選手をはじめ、3人の選手が応援大使となって八雲町を盛り上げていただきます。八雲後援会と連携をしながら、町民と共にファイターズを応援しながら八雲町をPRしてまいりたいと考えております。

平成30年度予算は特に少子高齢化、人口減少に少しでも歯止めをかけるために、若者が定住して、少しでも子育てがしやすい環境づくりのために支援に力を入れさせていただきました。

まずは学校給食費の無料化と保育料の3割軽減を図り、子育て家庭を支援してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生き生きと健やかに暮らしていくためには、健康づくりが大切であります。日頃よりスポーツ活動に努め、生きがいつくりと健康寿命延伸に、生活習慣病の予防の観点からパークゴルフ場をはじめとするスポーツ施設共通利用券を発行し、通年を通して健康づくりを支援してまいりたいと存じます。

北渡島檜山地域センター病院としての八雲総合病院は、昨年5月にグランドオープンを行いました。しかしながら、現在のところ4月以降の内科医の確保が出来ておらず、院長の退任と併せ、皆様に多大なるご心配をおかけしておりますこととお詫びを申し上げます。引き続き、北大病院をはじめとする道内医育大学と連携を図りながら、医師の確保に努めてまいります。

町民はもとより、近隣地域から信頼される医療機関として医療体制の整備に努め、その役割を果たしていけるよう取り組んでまいります。

昨年度から策定作業をはじめた立地適正化計画と新幹線新八雲駅周辺整備計画につきましては、人口減少、少子高齢化を見据えたコンパクトで効率的な市街地形成と、新駅周辺は農業と牧歌的風景の景観に配慮した、八雲らしい目玉となる玄関口を目指し、過大な整備とならないよう、引き続き議論を進めてまいります。

ともあれ、平成30年度以降も議員皆様、町民のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなければなりません。むこう1年、職員共々さらなる努力を傾注してまいりる所存でございます。

どうぞ議員各位におかれましてもご健康に十分ご留意くださり、引き続き町民の幸せと町発展にご尽力されますことをお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも平成30年第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月1日から2日にかけて急速に発達した低気圧により、北海道内は暴風雪に襲われ、交通障害が発生するなど大きな混乱となりました。5年前、9名の尊い命を奪った道東を中

心とした暴風雪災害を思い出さずにはいられませんでした。この度の暴風雪により、またも尊い命が奪われたことは誠に残念であり、ご冥福をお祈りするとともに、自然災害の恐ろしさを痛感しているところであります。

平成 23 年の東日本大震災、また、平成 28 年の熊本地震、更には、毎年のように大きな爪痕を残していく台風や豪雨災害の被災地では、今もなお多くの方々が復旧・復興に向けて頑張っておられます。一日も早く元の生活に戻れるよう、我々も忘れることなく応援を続けてまいりたいと思います。

さて、本定例会は、去る 3 月 8 日から本日まで 9 日間にわたり、7 人の議員による一般質問が活発に行われ、また、平成 30 年度予算案をはじめとする諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに、すべての議事が終了いたしました。無事に閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会正副委員長及び議員各位、並びに町理事者と関係職員の皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。

町長をはじめ、理事者各位におかれましては、本定例会において成立をみました各議案の執行にあたり、適切なる運用をもって進められ、八雲町の発展と町民皆様の幸せのため、一層のご努力をされますようお願い申し上げます。また、本定例会及び予算特別委員会において議員各位から述べられました意見、提言等を十分尊重し、今後の行政運営に反映されますよう望むものであります。

平成 30 年度は、第 2 期八雲町総合計画のスタートの年であります。人口減少や少子高齢化のほか、今後、想定される様々な問題に対応し、町民の皆様が夢と希望を持っていつまでも安心して暮らせる町となるよう、議会としても行政とともに計画推進に努めてまいりたいと考えております。

また、開かれた議会、分かりやすい議会の実現に向け、更なる一步を踏み出すために、各議員の創意工夫により、議会報告会や一般会議を一層充実させ、更には、議会映像配信をスタートさせるなど、常に町民目線で町政を見つめ、今後も邁進していく所存でございます。

終わりになりますが、今年度で退職を迎えられる職員の皆様におかれましては、永年にわたり八雲町の発展のためにご尽力された多大なるご功績に、改めて敬意を表する次第でございます。

これから年度末を迎え、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に十分注意され、町民の福祉向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。大変ご苦勞様でした。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） 本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

よって、平成 30 年第 1 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1 時 5 1 分〕